

農業災害補償制度検討会「現地検討会」(東京会場)の会議概要

日 時：平成14年8月6日(火)13時30分～16時40分

場 所：農林水産省共用会議室(東京都千代田区)

委 員：岸座長、海野座長代理、小沢委員、北村委員、戸川委員、福田委員、
山田委員、菅井委員

意見表明者：飯野 広(農業(キュウリ、水稻、畑作)、ふかや農協理事、埼玉県深谷市)

岡 久(農業(ぶどう、もも) 山梨県東山梨郡牧丘町)

鈴木 克己(農業(水稻) 千葉県八日市場市)

高城 功(農業(水稻) 茨城県稲敷郡東町)

農宮 眞平(農業(水稻) 千葉県東金市)

吉野 藤彦(農業組合法人吉野牧場場長(乳牛) 群馬県利根郡昭和村)

傍 聴 者：54名

1. 開 会

2. 遠藤農林水産副大臣あいさつ

3. 委員紹介

4. 趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

(岸座長から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。)

5. 意見表明

飯野 私は、主に施設でキュウリ栽培を行っている。園芸施設共済の共済掛金国庫負担対象共済金額の引上げと、園芸施設の被災後の取片付け費用に対する給付の在り方の2点について意見を述べる。深谷市は、特に施設による栽培の盛んな地域であり、近年、花きを中心に経営規模の拡大により施設の大型化が進み、現在、市内で、園芸施設共済加入農家が971戸で、このうち15戸が国庫負担対象の限度額4千万円を超えている。戸数は、わずか1.5パーセントであるが、面積では8.3パーセント、共済金額では16.3パーセントとなっており、共済事業の中でも占める割合が大きい。この限度額があることによって、この15戸で758,770円の農家負担増となっている。将来的

には、農家戸数の減少が予想され、いわゆる担い手農家の経営規模の拡大が必要であり、また、望まれているところと考える。農業の持続的な発展のためにも、限度額の大幅な引上げが必要であると考え。2点目の取片付け費用の給付については、私の地域では、平成8年の雹害、平成10年の竜巻の発生によって、大型施設の倒壊など大きな被害があった。そのほとんどが園芸施設共済に加入しており、共済事業の重要性の理解がより見られたが、復旧の過程で、予想外に取片付け費用がかさみ、施設の再生に農家の持ち出しが多額になった現状がある。竜巻の時に、全壊とそれに近い被害のものが数件あるが、いずれも、鉄骨・硬質フィルムのハウスで、10アール当たり120万円程度の取片付け費用が必要になった。速やかな再生産への体制作りが求められる中で、新価補償には制度上色々な無理があるということを知っているが、再建築のための取片付け費用については、避けて通れないものがあり、是非、取片付け費用の給付を取り入れた制度に改善するよう検討をお願いする。

岡 果樹共済は、果樹園一枚一枚の支払ではないので大きな問題が起きている。牧丘町は、山梨県の中でも最大の巨峰の産地で、南面傾斜で、朝と夜の温度差が高く色つきや糖度が良く市場でも高く評価されている。しかし、山や川の複雑な地形により、昔から雹が降り大きな被害が出ている。最近では、地球の温暖化や山の奥地にダムができ、今まで雹が降らなかった地点にまで雹が降る傾向にある。そこで、私たちの町の誇りであるぶどうを自分たちの手で守ろうという声が上がリ、議会、役場、農協、農業委員会、出荷組合による牧丘町果樹共済加入推進協議会が発足し、全戸加入を目指して推進運動を行った。大災害時には農業共済が一番頼りになるということで、私は、推進委員として地域の担当した農家をすべて加入させた結果、町全体で3倍以上の共済加入ができた。それで、台風、凍霜害、雹害の対策が整い、町としても、なけなしの補助金でも共済に入った人には出そうという一大イベントであった。しかし、昨年、一部の地域で雹が降り、私たちが考えてもいない問題が起きた。一部の農家の中で、被害があった園地はすべて平等であるという考えがあり、共済金が支払われると思い、私たちもそのように共済組合に取り計ったが、果樹だけが農家単位で補償する制度であり、私たちもそれを知ってはいたが、この制度が非常に大きな問題を起こした。それでは、配布した資料を見ていただくが、雹は馬の背を分けて降り、この絵のように笛吹川があり、右側、これは川向こうというが、この地点に雹が降った。A農家、B農家とあるが、A農家は、もも、すももを中心にぶどうは川向こうに作っているだけで、B農家はぶどう専門農家である。ここで雹が降って、A農家、B農家もまったく無惨にやられた。私たちも苦労して勧めた共済なので、少しでも一緒に貰えるものと思い、共済組合に詰めよったが、農家単位の類ごとの補償ということで、突っぱねられた。それでも、雹にあったのは同じであり、何とかしてほしいと言ったが、これは国の方策であるのでだめと言われた。結局、B農家からは、私は今でも恨まれ、A農家とB農家では仲違いしている。貰える者と貰えな

い者がいるので、多くの加入者が、このような共済であればいいというような現状である。この制度は、誰が作ったのかは知らないが、本当に農家の声を取り入れられているのか不安であり、不信でならない。私たちは、被害があった園地の分についてだけ共済金をいただければ良い。被害のない園地の分までプールすると、例えば、A農家は全滅で50万円の共済金を貰い、B農家はぶどう専業で、被害に他の園地があわなかったので共済金はゼロである。現状のこのような不公平なことでは、農家としてはやっていけない。それをよく聞いていただき、是非、検討していただきたいと思う。

鈴木 選択加入制について、この選択は、メニューの選択ではなく、共済に入るか入らないかの選択である。これを考えるに当たっては、法的な問題と稲作の環境変化の問題の二つの面がある。法的な問題とは、昭和38年に法の一部改正があり、その後で開村した秋田県大潟村は、役場の中に共済組合設立のための準備室を設けて努力したにもかかわらず、大潟村の稲作農家はついに加入しない途を選択した。私は、大潟村に行き、十数人の大潟村の人と直接意見交換した。何故、共済に入らないのかという問掛けに対し、水稻共済に加入すれば出費の方が多くて、稲作経営上において不利という答えが、全員から返ってきた。それに対し、大潟村以外の全国の市町村の稲作農家は、昭和22年に共済に加入して以来、息子から孫と世代を引き継いで、今日に至っている。憲法第14条には、国民は法の下に平等であると書いてあるが、大潟村だけは全国の他の市町村と違った政策の扱いを受けている。これは果たして、法の下に平等であるのかという疑問を私は抱いている。次に、環境変化の問題であるが、生産調整については、先般、中間答申で自己責任と選択制が答申され、流通問題も原則自由化ということが答申されている。さらに、政府においては、株式会社に農地を与え、稲作を含めた農業に参入させることが議論されている。そのような中で、当然加入であった農業者年金もついに任意加入になり、また、家畜共済は、最初から任意加入である。米をめぐる状況は、年々消費が減退し、今の若者は、もう米に対して、主食というイメージはほとんど持っていない。また、アメリカは、公然と大きな関税の引下げを既に予告している。政府は、生産者の自己責任を重く見るところで、政策の差別化をはっきり打ち出している。そのような中で、果たして昭和22年に設定された強制加入、今では当然加入と言うが、この問題を維持することは、果たして妥当かどうかという大きな問題がある。その問題を考えた場合に、私どもは、掛金の中には50%国民の税金が入っている。ニュースで、来年度の予算編成において、生産調整の予算が5パーセント削減されることが出たが、その中で、国家財政の負担を一切受けなくて自主独立でやろうという農家こそ、これから奨められるべき姿ではないかと思う。それが、私どもが選択加入制を主張する大きな理由である。次に、賦課金についてである。賦課金は掛金と組合費の二つに分かれるが、このうち掛金は良いが、賦課金、要は組合費は、掛金の率によって掛けるのが基本になっており、言葉を換えれば、面積の比率である。担い手重視と政府が申しているが、こ

の方法では、担い手は非常に大きな負担を強いられる。実際の事務は、すべてコンピューターによって処理されている関係上、例えば、ここに30アールの農家と30ヘクタールの農家があるとすれば、その面積比は100倍になるが、実際の事務手続はほとんど変わらないと思う。その点から考えると、私は、面積の多い人については、その基準の賦課を漸減していく方式が好ましいのではないかと考える。次に、非常に大きな問題であるが、千葉には成田空港という大きな国家プロジェクトがあり、2,500メートルの滑走路を造ろうとしても、2,480メートルでストップさせている農家がある。今の日本の法体型の中で、この農家を移動させることはできない。それに対して、自己保険の水稲共済の賦課金を納めなければ、弁護士を使って、貴方の資産を差し押さえるという、おどしをかけて賦課金を徴収する。これが共済組合の現実の姿である。これは、おそらく戦時中の軍事内閣にも劣らないような強権政策である。私どもは今限りをもって、このような力による農民の支配の政策は、取り止めてもらいたいと思う。以上まとめると、私は、農家の自主性を尊重した自己責任の選択制、加入、非加入を含めた選択制を主張する。

高城 水稲共済の補償割合と水稲及び大豆の災害収入共済方式の導入について、意見を述べる。私の東町は、水田面積3千ヘクタールという県内有数の水田地帯で、災害も少ない地域である。ただし、昭和55年の冷害、56年の水害、平成5年の冷害時には、極めて大きな被害となり、農業共済の必要性を痛感したところである。現在、私は、損害評価会委員をしているが、3割を超えた被害に対し、減収量を1キロから補償し、何百円、何千円の共済金を農家へ払うことで、農業共済がこづかれるというような考えについては、疑問を持っている一人である。実際問題として、少額の共済金を貰うことで、農家の経営が安定するわけではなく、小さな被害の場合には、農家個々で対応ができるであろうと思う。そのため、大きな災害時、例えば、4割以上とか5割以上の被害時のみ、足切りをしないで、減収分を満額補償するような方式も検討していただきたいと思う。この場合、すべての災害を対象にしないで、例えば、自然災害、冷害、台風、水害などの災害に限定して対応すればどうかと思う。当地域では、高品質で良質な米を生産するために、以前は、町や農業団体が中心になって農薬の空中防除も実施し、かなり効果をあげてきたが、今の有機米とか、無農薬栽培とか、健康にやさしい農業とか叫ばれ、平成10年から農薬の空中防除ができない現状になっている。後継者もいないことで、自分たちで防除できる人は、そういないのが実態であると思うが、それも消費者のニーズに合わせた米作りをしているのが現状かと思う。その中で、平成11年、12年は、カメムシが異常発生し、県内全体でも品質が大幅に低下して、農家の収入の減少が大きかったと聞いている。当地域で、水稲、麦、大豆のブロックローテーションで、稲転を実施しているが、麦については、平成13年産から災害収入共済方式が導入され、大変好評を得ているのも現状である。したがって、出荷体制等の問題が色々あるかと思うが、

水稲、大豆についても、麦と同じように災害収入共済方式を導入すれば、地域農家への農業共済制度の説明等もしやすくなると思う。今回、担い手の要望を汲み上げた農業共済制度の改正を検討しているという話を聞いたので、米作りしている農家としても、大変喜んでいるというのが現状である。また、私は、土地改良の理事もしている関係上、稲作農家の経営を苦しめているのが、土地改良の償還金の問題である。このような中で、稲転も一つであるが、稲作農家が苦慮していることでもあるので、併せて考えていただきたいと思う。我が町でもそうであるが、20代、30代の農業後継者がほとんどいない。将来、農業がどのようになっていくのか不安もあるので、この対策も、併せて考えていただければと思う。

農宮 私は、社団法人千葉県農業協会稲作部会の部会長を務めており、部会を代表して意見表明を行う。千葉県農業協会は、6月に岸座長あてに要望書を提出しており、その内容は、鈴木さんが言われたことである。私は、それとは別に、生産調整と農業災害補償制度の関わりについてと、誰のための農業災害補償制度かという点について意見を述べる。1点目の生産調整と農業災害補償制度の関わりであるが、30年以上も生産調整をやっても、未だに需給バランスがとれず、構造改革が進まない原因はいくつかあるが、適地適作の無視、情農奨励とも言える今の農業災害補償制度も大きな理由の一つと思う。稲作不適作地で数年ごとに共済金を受け取る農家、努力も熱意も情熱もない片手間農家ほど恩恵を受ける。そのような農家に共済金が出て、逆インセンティブとでも言うか、水田農業の構造改革が遅れることは、まったくナンセンスと言えるのではないか。平成22年には、水稲の作付農家は、現在の200万戸から150万戸位まで減るという見通しもあるようであるが、篩の目をいくらか粗くして、農家を選別しなくてはならないのではないか。絶対に潰れないと言われた銀行でさえ、潰れる時代であり、ある程度のハードランディングもやむを得ない。2点目の誰のための農業災害補償制度かという点である。私は、今年、損害評価員に選任され、損害評価員の講習会に出席し、そこで気がついた点がいくつかある。その時、テキストをいただいたが、農家への情報提供不足を最初に感じた。これは、共済制度の種類が、テキストに載っているだけでも21種類もあるが、それはほとんど農家には知らされていない。掛金も、千葉県の平均で10アール当たり1,766円で、国と農家が半々の負担と載っているが、賦課金については、そのテキストの中には説明がなく、後で領収書を調べると、賦課金は10アール当たり844円が賦課されている。鈴木さんも言われたが、面積割りだけで組合員割がなく、人件費などの基幹的な費用は、国が負担しているとの説明が領収書の裏にあったが、事務費だけで10アール844円は、いかにも高いのではないかと思う。特に、我々大規模な稲作農家は、その負担が掛かってくるので、その点も考えていただきたい。また、千葉県の場合は、基準収穫量は10アール当たり520キロで、引受収量は364キロと約6俵になり、それ以下の被害になった時に初めて共済金の対象となるが、その詳し

い仕組みについては、一般の農家にはまったく知らされていない。大体このようなこととはわかっているが、毎年の共済細目書とかには一切そのようなことが書いておらず、一般の農家は、共済組合の通知のまま、言われるままに掛金を払っているのが実情である。私達、プロの稲作農家としては、10アール6俵という収量では経営は成り立たない。私の場合は、昭和51年の冷害時に共済金を受け取ったが、それ以来、平成5年の大冷害時も含めて受け取っていないため、四半世紀も掛け捨てである。品種改良も進み、技術的にも向上し、大規模農家でも大体500キロが、安定的に収穫できる時代になっている。50年以上も前の制度が、旧態依然として変わらないことに怒りさえ覚えている。今日の発表の前に、何人かの会員に聞き取りをして、会員の一人は38ヘクタールの経営面積を持ち、約70万円の共済掛金を払っている。これを10年間払うと、大型コンバインを買える位の金額となる。是非、任意加入にさせていただきたい。共済掛金の不払運動をしている人も何人かいて、その人達も弁護士に資産の差押えをするからと言われたということで、非常に憤慨していた。このように農業災害補償制度は、不合理な面が非常に多く見られるので、是非、今回の農業災害補償制度見直しの検討を機会に、農業者のためになる制度に改正、改革をしていただきたいと思います。任意加入になることによって、加入農家が減少する、安定的な事業運営に不安があるとの見方もあると出ていたが、共済制度は誰のためにあるのか。農家のための共済制度と思う。組織維持のために任意加入を認めないのでは、農家のために機能しているとは言えないと思う。農家の合意の得られるようなメニューであれば、選択制になっても加入という選択もあると思う。是非、納得のいく改正をお願いします。

吉野 私は、農事組合法人で、成牛500頭、子牛300頭を飼養しており、家畜共済に加入し、共済制度を一番利用し、恩恵を受けているという気がする。家畜共済制度で畜産農家は規模拡大ができた経過について感謝する。私の牧場でも、国の政策に沿って色々事業を取り入れてうまくやってきたが、経営は、あくまでも自分の経営であって、国の制度云々で経営が悪くなっても言うつもりはなく、人に責任をあずける様な考えもないが、制度を多いに活用することも農家として必要で、自分の経営にとってプラスになるのではないかと思う。私は、頭数が多いが、1頭当たりの搾乳量が1万キロを超えており、これが500頭のアベレージで、かなり高能力の牛群であるが、これも共済制度の中で、早期発見、早期治療が経営をプラスにもっていつている面が大いにあると感じる。しかし、国の制度が、100パーセントすばらしいかということ、やはり、掛金が高いと思い、制度が色々複雑という感じを持っている。家畜共済について、自分で加入するかしないかを選べることは良い。自分の経営の中で、保険制度が合うか合わないかで、加入するかしないか考えれば良いとの単純な考えでできる。また、大型経営になると、自分の経営の中でマイナス部分を補えるということで、ほとんどが共済加入を止めてしまう。私の場合は、色々な役職もあり、共済の立場もあるが、そればかりではなく、

不慮の災害時に、この制度が必要という認識があるので、継続して加入している。BSEについて、昨年降って湧いた様に発生したが、これについて何か良い方法を考えてほしい。それは、私のところで1割老齢牛いると50頭になり、餌を食べるだけで何もしない。一番酪農家が弱っているのが老齢牛の対応である。国として4万円くれるから処分しなさいという話もわかるが、もし、私の牧場からBSEが出たら、すべて終わり、怖くて出せないというのが酪農家の心境である。是非、農林水産省には、酪農家の気持ちを汲んだ政策にしていただければと思う。結局、老齢牛を一杯飼っていて出さずに出せず、無理に押し込んでおくので、事故も多発し、BSEの発生後、死亡牛の確率が高くなってきている。それで、来年度の掛金について、かなり負担が掛かってくるのではないか。一時的な措置でも良いと思うが、BSEの急場対策も共済の中で、配慮していただければと思う。次に、時代のニーズに合った制度にしていただければありがたい。畜産農家は、国でも推奨している多頭化という方向でいかななくてはならないので、それに見合った共済制度を作っていただく。時代を担う専門農家の形態は、50頭、100頭の形態が主流になってくるので、掛金の配慮とかそのような段階的なものを配慮していただければ良い。たまたまBSEのおかげで、ここにきて家畜共済のありがさを全畜産農家が理解してきたと思う。したがって、これを契機に、強制ではなく、多くの畜産農家が利用できるような改正をしていくことが、この共済制度を前に押し上げていく方法かと思う。

鈴木 先程の意見表明に補足する。畜産農家は、一つの市町村に何人もいない。私が、もし共済組合の立場であれば、水稻農家の加入者が減った場合に、補償のコストが高くなると必ず言う。それならば、一つの市町村に数えるほどの数しかいない畜産農家の補償コストは一体どうなっているのか。もう一つ、畜産農家と果樹あるいは施設農家の集まりだけで、果たして共済組合の運営ができるのか。仮に、できないという答えであれば、稲作農家の犠牲の上に共済組合が成り立っているということになる。私どもは、そのような犠牲は、真っ平ごめんである。まして、検討会が進められているが、一般の中小農家は、このような検討会があることは、ほとんど知られていない。これを知っているのは、共済組合の職員か、一部の大規模の担い手だけである。そうなると、一般の農家は、決まった方向にただ従って行くのが普通である。ところが、大規模な担い手になると、自分の経営は自分でやるという経営者意識が目覚め、選択加入制を望む。果たして当然加入は、最後の砦のように頑張っているが、これが一体何のために当然加入をしているのかという基本の問題が、検討会の一番の中心テーマではないかと思う。

岡 先程の意見表明に補足する。他の共済は、水稻は一筆ごと、ハウスは1棟ごと、牛とか馬は1頭ごとであり、果樹共済だけ例外で、園地単位でないことが、地域で色々な問題が生まれてくる。

5. 検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長 委員からの質問等を行うが、私から、飯野さんにお聞きしたい。園芸施設共済の4千万円の限度額について、どの程度まで引き上げれば良いか。

飯野 農家の一番強い要望は、新価補償であるが、減価償却していることで、現在の制度では、かなり無理があると思う。限度額の引上げについては、平成5年の改正で、2千万円から4千万円に限度額が上がった。私の地域でも、大型化、特に花き等の付帯施設では、高額な施設になっているので、共済金額で1億7千万円を超えている施設もあり、限度額を撤廃しろとまでは言わないが、現行の4千万円を8千万円程度に、これからの農業の在り方がある意味で先取りをするということを考えれば、その辺が一番希望するところである。

座長 岡さんは、具体的に園地数は、どの位になっているのか。

岡 施設を作った当初から、宅配専門でやっており、消費者は、今年は、雹が降ったとか、今年は温度が悪かったということは、勘弁してくれない。私も、十数枚の園地を持っているが、その位持っていないと、仮に1か所で雹が降った時に、消費者に、今年は雹が降ったから、どうかするということとはできない。昔からの自分の畑だけではなくて、色々な方法で、災害に少しでもあわないとか、消費者のニーズに合ったという形でやっている。

座長代理 岡さんにお聞きしたい。先程言われたことは、A農家に比べ、B農家は危険分散しているので、今の制度では、A農家が得で、B農家が損ということと思う。これを調整する方法として、園地単位方式にすると掛金が高くなるかもしれないので、逆に、B農家の掛金を下げるという調整については、どうお考えか。

岡 掛金が高くなっても共済金は、全体的に平均でという時代ではなく、私たち現場の人間にすると、全部ひっくるめてというようなやり方では、大きな農家はもう入らなくなる。小さい農家を助けることも必要であるが、多少、掛金が高くなっても、被害のあった畑を補償してもらう方法が、時代に合っていくと思う。全体を助けるというのは綺麗事であるが、それはそのようなものではない。雹にあうと、5分か10分で全滅することとなり、病害などはプロなので自分で何とかするが、天災は共済にお願いするしかない。現地の声ということで、聞いていただき、是非とも考えていただきたい。

座長代理 鈴木さんは、選択肢の中に、低掛金、低補償の補償方式を言われたが、これは、どのようなことを念頭に置いているのか。

鈴木 農宮さんが1年間に共済掛金が70万円という話されたが、千葉県の場合は、ほとんど災害らしい災害はない。そのため、農家は、例え補償が少なくても負担が可能な限り低い方が良いという考え方が多い。

小沢委員 岡さんが言われることは、牧丘町の地形的な条件によるところが大きいのか。例えば、もう少し平場の勝沼とか塩山とか山梨の場合には、岡さんのところの牧丘町と

同じような問題があるのか。

岡 牧丘町だけではなく、勝沼町でも雹が降っている。果樹農家としては、台風、春先の寒さも怖いですが、一番危ないのが雹であり、そのため、私たちは、この三つの事故のみを対象にする果樹共済の特定危険方式に入っている。

福田委員 鈴木さんが言われた秋田県大潟村が加入していないのは事実か。また、それは何故か。鈴木さんの当然加入制は遺憾との論旨のうち、実害というか、一番耐えられない点は、負担と給付の関係で不均衡になるということか。または、経営者の意思を尊重していないというもう少し哲学的なことなのかについて聞きたい。飯野さんが言われた取片付け費用についてであるが、これも検討会で議論しているが、保険対象物件の損害そのものを補償するのではないという問題があることは別として、仮に、取片付け費用を対象にする場合に、壊れたハウスの材料、構造によって費用が変わってくると思うが、その支払額について、定額か、定率か、あるいは、実費とするのか。また、少額の場合は、自分で片付ける場合もあるが、仮に、その費用をみる場合、制度としてどのようなものが考えられるのか。

柴田保険監理官 鈴木さんが言われたとおり、秋田県大潟村では共済組合が設立されていない。基本的に、農業共済組合は、農家が自主的に組織するものであり、私が聞いているところでは、説明があったように行政も共済組合設立を働きかけたが、共済組合を作ろうとする合意に至らなかったものと承知している。

鈴木 私が思うには、昭和38年の農業災害補償法の一部改正の時には、大潟村がすぐ後に開村することを農林水産省は知っていたはずであり、大潟村をターゲットにして法改正をしたと感じられる。その改正で、4分の3以上の合意がなければ組合を作れないように変わっている。それならば、その時点で、全国の市町村に対して再び4分の3以上の賛成を求めるべきであり、これが法の下での平等である。それをしないで、他の組合に対しては、昭和22年のものをそのまま引き継いで現在にきている。大潟村だけは、特別の扱いを受けていることになるが、いかがか。

柴田保険監理官 昭和38年の農業災害補償法の改正は、農業災害補償制度上、大きな改正であり、責任分担が、都道府県単位であったものが組合単位になったものである。農家と国で負担する共済掛金のうち、組合の保留する分が少なく、非常に赤字であったため、組合運営に難しい点があったため、責任分担を改正したものと承知している。

鈴木 私は、大潟村を見ていれば、日本の稲作の進む方向が読みとることができる。大潟村の一部の減反をやらない農家に対して、参議院本会議で社会党の国会議員から質問が出たが、何の手段も打ってくれなかった。ところが、現在、減反をやらない農家の方が元気が良く、減反を遵守していた人たちが、減反をやらないで会社を作ったところに視察に行っている。そうすると、農林水産省は、大潟村だけには全然手を下さず、あそこだけは治外法権みたいに、本当に経済特区でもってやっていこうと言うのか。私は、

結果として、大潟村の人たちが当然加入であるべき制度に入っていないで、他の人がそれを真似て加入するのを止めようとするれば、弁護士を使って差押えがくる。これは、同じ日本の国民、日本の農家として平等であると言えるかどうか。

座長 大潟村については、御存知のとおり純法律的に解釈しきれないところがあり、我々も理解している。検討会においても、加入を選択制にした方が良いのではないかという議論もしている。ところが、集落だからという議論が一方から出てきて、そこで、我々は悩んでいるのが現状である。ただし、一つの方向として、当然加入ではなくて、選択制が良いのではないかという意見が、特に規模の大きな農家からたくさん出ていることは事実であり、それを我々も踏まえながら議論している。また、一方で、愛知会場の議論でもたくさん出たが、集落一つでなければだめという意見があり、それで、我々は悩んでいる段階で、これは過去の色々な農政の付けが回ってきていることは事実である。過去のことを、今ここで言っても仕方がないので、どうするかということを出していきたいと思う。それが、選択制が良いのか、当然加入を守らなければならないのかという点に集約されると思う。我々は、大潟村が過去どうであったかという議論をする権限はなく、あくまでも共済に関してどうするかということに議論を集約していきたい。

鈴木 農宮さんは、毎年70万円の共済掛金を払っているが、それを払わなければ、それだけ米の生産コストが安くなる。今の制度は、大型担い手にとっては、国民の税金を使いながら生産コストを引き上げる要因になっている。

座長 稲作関係の方3人に、当然加入制についての意見を伺う。福田委員が聞かれている、何故、当然加入ではなく選択制にしたいのかについて、具体的に、選択制にするとこのようなメリットがあるとか、このように損をしているということを発表していただきたい。また、飯野さんに取片付け費用について意見を伺う。

鈴木 青森県の方から、やませがくる地域は、共済制度があるから稲を作っていると聞いた。しかし、同じ青森県でも、黒石から向こうへいくと、共済の当然加入は必ずしも賛成していない。そうすると、経済的メリットの問題である。一つは権力による支配構造である。これが果たして21世紀の日本の農政の在り方か。頭から権力によって、稲作農家の主張と他の施設、果樹、畜産の方の主張は全然違う。畜産、果樹の方の主張は、要するに最初から任意加入になっているので、その中身の改善の問題を主張しているが、我々は、入り口の問題である。加入するかしないかの自由を農家の経営権の中に与えよということである。

高城 私は、強制であろうと任意であろうとどうこうないが、1ヘクタール未満の小さい農家は、任意加入にする場合に加入するかというと、別に共済金を貰う貰わないは関係ないということになり、地域バランスが崩れる危険性があるのではないかと見る。別にどちらが良い選択かということよりも、小さな農家のことを考え合わせるとそのようなことが出てくるという気がする。

農宮 私も四半世紀も被害を受けていないことが、一番大きな問題である。それ以上に、国の求める担い手像とはどのようなものか。育成する自立経営農家とは何か。自己責任や自己判断とかが働くところが、自立経営農家の一番の意味ではないか。そのような意味からも選択をする、経営判断ができることが一番大事ではないか。

鈴木 今の共済制度の中で、被害の無かった人の掛金の一部を返す無事戻し制度がある。しかし、無事戻しで返ってくるのは掛金だけで、組合費は取られるだけである。ところが、無事戻しで返ってくるので事務費は掛からないはずである。それならば、無事戻しの中に、組合費も同じように入れるのが正しいと思う。何の経費も掛からないのに組合費を取られるだけでは、担い手農家は犠牲になっている。

飯野 取片付け費用の補償が大変必要になっている実態は、御理解いただけたものと思う。取片付け費用については、経過年数によって変わるものではない。施設の共済金額は、経過年数に関係して減額されるが、取片付け費用は、できれば経過年数にかかわらず設定できる方が良いと思う。施設本体の共済金を基礎にすると、経過年数で取片付け費用の共済金に差が出て、同じ取片付け費用の補償をするにも差が出てしまうので、損害額を基礎にすれば、ある意味では平等な補償になると思う。計算がやりやすいという面からすると、損害額の割合で定率ではどうかと思う。パイプハウスは自分で片付けられるという意見もあると思うが、近年、リサイクル法等の問題があり、パイプ等の片付けは、個人ではひとまとめにできるとしても、それをどう処理するかという段階で、例えば、何万円でも、必ず金銭が掛かってくる。昔は、鉄の場合は、お金はいらないうって片付けてくれた業者もいたが、最近は、そのような状況ではないので、小さい被害でも、ある意味では、取片付けに費用が掛かってくるのが現実である。

座長代理 吉野さんは、改正に賛成する点についてのみ意見があり、必ずしも良い改正だけではないとも言われた。よろしくないと言われるものは何か。

吉野 死傷事故の共済金に上限を設けることについて、今の一番容易でない時期においては配慮していただきたい。私は、事故がある人ほど救ってあげるのがこの制度かと思っている。何か事故が無い人が良い人で、お金をたくさん使う人が悪い人であれば、保険ではないのではと思う。国でやる保険なので、それがまずある。決して、家畜共済に入って、牛が死んでも、病気になっても利益は出ない。私から一つ聞きたいが、鈴木さんは、制度の上で少数の畜産と果樹が水田農家を食っているのではないかと聞かれたが、私自身は、家畜共済、果樹共済はそれぞれが独立採算であると思っていたが、それについて、農林水産省から、はっきりとシステムが違うということを話してもらわないと、水田農家に悪いと思う。さらに、鈴木さんが言われた個人の権利を認めるということについては、当然加入としている理由は何故かの説明が足りないため、このような意見が出る。畜産の場合は、個々に選択できるかわりに高負担がついてきて、私の今年度の共済掛金は800万円になっている。自由になるのも良いが、高負担が伴うことも配慮し

ているからとか、色々検討会ではやっていることであると思う。畜産は、高負担でも病気になるのでやむを得ないと思うが、水稻の場合は、単純作業で、ほとんどの兼業農家ができている。その中で、農業災害補償がどうあるべきかについて、農林水産省がきちんとした回答をすべきである。それがいいから、このような意見が大きくなると思う。

座長 3点言われたが、1点目の支払限度を設けることは、駄目ということか。

吉野 金額が下がるのだから、頭打ちしても良い。大変な人を救うのが制度の本来の目的であり、決して、これで利益を出そうとしても出るものではない。経済の原則で、病気が出ないことの方が利益が上がる。それをかんがみても、ここまでで打切りという制度はおかしいと思う。

座長代理 資料7に家畜共済の被害率のグラフがあるが、金額被害率30.1パーセント以上とかがあるが、10頭位飼っていた時に3頭死ぬ人はいるかもしれないが、500頭飼っている時に、150頭が伝染病でもBSEでも何でもなくて、死んだり廃用したりする人がいたら、そのような人に畜産を続けてもらおうと思うか。

吉野 経営が成り立たない。今までの畜産経営は、大規模になるほど事故が多かったが、これからの畜産経営は、大型経営になるほど病傷、死廃の率は減ると思う。

座長代理 減るはずであろう。減った時に減らない人の分を、事故率が低い人が負担して面倒をみるかどうかという問題についてはどうか。

吉野 私は、同じ仲間だからやむを得ないと思っている。事故が減ったことは、自分では儲けたわけである。共済金は貰わなかったが、共済金を目的にしているわけではないので、他の人が事故がたくさんあって共済金を多く貰っても、あの人は余計に貰ったとは誰も思わない。これは、連合会、共済組合は、経営で考えているから思うであろうが、仲間としては、そういう意識は畜産の場合はない。

座長 事務局から、吉野さんが言われた稲作農家が畜産農家や果樹農家を養っているのではないということについて、説明をお願いします。

柴田保険監理官 農業共済の場合は、共済金の支払原資となる共済掛金と組合等の運営費になる賦課金の二つを徴収している。共済掛金については、それぞれの事業ごとに自己完結することとなっている。組合等の事務費については、国が負担し、その残りを賦課金、都道府県の補助や利子収入により賄っている。賦課金について、農家に対してどのような賦課方法にするかは、基本的には、各組合に任されている。法律で決めているものではないので、単純に面積や頭数で掛けるのではなく、規模の大きい人たちに対して割引をすることは、組合の中の話合いで、組合独自の賦課方式を決めれば、都道府県の認可は必要となるが、組合が自主的に決められることとなっている。

座長 続けて、事務局より、何故、農作物共済は任意加入としていないのかについて、説明願いたい。

柴田保険監理官 当然加入制については、本日もたくさん批判をいただいているが、何

故、当然加入制が必要であるかの理由はいくつかあり、米麦は、我が国の主食として非常に重要な農作物であり、かつ、全国で作られている作物であるという特性があり、また、農業共済に入っただく場合に、農家の掛金負担をできるだけ軽減するため、母集団、入っただく農家が多くなった方が、共済事業としての運営が安定し、掛金負担も低くなることで、農家も無理なく加入できることからである。もう一つ、任意加入にした場合、我々は逆選択と呼ぶが、非常に事故の高い地域や事故の多い農家だけが共済に入ることになると、掛金負担が非常に重くなり、これが悪循環となってまた更に掛金負担が上昇し、事業運営が非常に難しくなることがある。これが、現在まで当然加入制を維持している理由として述べていることである。

座長 私の理解で補足すると、制度は長い歴史を持っていて、昔は稲作農家は大体同じ規模であり、今のように何十ヘクタールの人から50アール程度の人という差はあまりなく、農家が均質であったということで、その意味からなるべくたくさん入ることが理屈に合っていたが、今は、規模に差があり、そこで、不公平感が出てきている。この問題が、今、声高に言われるようになってきたということで、保険監理官が言われた制度本来の趣旨からずれてきている。そこに問題があるのではないかと理解されれば良いのではないか。

小沢委員 農宮さん、鈴木さんにお聞きするが、例えば、カナダなどでは、作物保険は、セーフティネットとして最も重視されている。非常に手厚い色々な経営安定化対策のメニューがあるが、その中でも、作物保険は、農家にとっては最も重要なセーフティネットと言われている。それは、カナダは、小麦の北限地帯で、絶えず自然災害による減収があり、経営を維持するためには、保険によって担保しなければ持続的に経営ができないことがあると思う。新潟の現地検討会においても意見があったが、稲作の場合に、千葉、茨城、北陸の一部では、それほど自然災害による減収がない一方で、青森のやませがあるようなところでは、農業災害補償制度がなければ経営が維持できないということがある。農業災害補償制度は、そのような条件の差が大きい中で、経営を持続していくために、万が一の場合に備えての底支えの制度である。例えば、稲作で収入をほとんどあげていない兼業農家が、農業災害補償制度の当然加入に問題があるというのは、非常にわかる理論で、規模が大きくても自然災害の少ないところも、現在の制度に色々問題があるのはわかるが、全体から見ると、零細経営、兼業経営の負担の上で、相対的に規模が大きな稲作経営が農業災害補償制度によって支えられていることはあると思う。その上で、保険制度なので、あまり地域の選択の幅を広げたりすることは難しい面があり、本来ならば、家畜と同じようにする。その上で、稲作の場合でも選択メニューが広がれば良いが、同じ地域の中でも、また、立地条件によっても、リスクが非常にあり得ることがあり、そうすることの難しい面がある。その上で、農宮さん、鈴木さんが稲作の農業災害補償制度の具体的な在り方として、どのようなものが自立経営農家にとって望ま

しいものであるのか。その点を、当然加入が駄目ということも理念として良くわかるが、それよりも、具体的に、どのようなものがまずいのか。何が制度として、一番問題があると考えているのか。

農宮 我々のところでは、ほとんど被害がなく、被害が仮にあったとしても6俵以下にはならない。台風があったとしても、冷害が仮にきたとしても、損害評価を受けた場合に、6俵以下の評価はなかなか得られないので、ほとんど無駄ということである。我々も大規模農家であり、リスク管理は大事なことと考えるが、それなりのメニューを考えてくれれば加入しても良い。これは、例えば、自動車の任意保険に無事故割引があり、毎年毎年、掛金が下がっていく。10年間無事故であれば半分位の掛金でも良く、20年間位無事故であれば20パーセント位の掛金でも良いのではないかについて考えてもらえば、喜んで加入できるのではないかと思う。品種改良も進み、稲作の技術も向上しているので、10アール6俵という線から下はほとんどない。

鈴木 仮に、加入が自由化され任意加入になっても、一般の稲を作っている農家は極めて思想が従順である。そのため、共済組合の職員が、是非加入して下さいと頭を下げると、ほとんどの人が加入する。ところが、経営規模が大きくなると、非常に物事に対する考え方がシビアになってくる。そうすると、果たしてこの制度が自分の利益につながるかどうかという判断をする。大潟村の場合には、この制度に入らないことによって、かえって経営がプラスになり発展している。それは大潟村の人が裏付けている。そのような制度を、どうして行政が無理矢理に、それ以外の市町村の稲作農家に押しつけるのか。また、千葉は、極めて被害が少ない。その場合に、自分の判断で許容し得る範囲のものならば、加入しても良いと思う。これは、補償は本当に微々たるもので良いので、掛金、賦課金を最大限に安くするしかない。

座長 そのことと関連するが、今までの議論では、3割足切りではなく、1割、2割から共済金を支払ってほしいという意見が多い。それに対して、高城さんは、5割を超えるまでは出さなくて良いという逆の意見を出されている。これについては、どうか。

農宮 仮に、足切りを1割、2割にしたとしても、貰える金額は、本当に微々たるものである。貰っても意味がない。仮に5割を超えた時にもっとまとめてという話もあるかもしれないが、そうすると掛金が高くなると思う。

座長 作柄が5割ということは減多になく、支払機会が圧倒的に減るので、掛金は安くなる。

農宮 そうなれば、また考えさせていただく。いずれにしても、具体的な情報不足であり、情報の提供が非常に少ない。もっと詳しく説明すべきである。

北村委員 今の5割という観点から一つ。私は、100ヘクタール位水稻を作付けしており、人も雇っている。1割、2割の収量減が経営的には非常に苦しくなる。高城さんの言われた5割位で後は何とかするというようなことは、副業的農業がそのように

考えられる場合が多いと思う。これから、水稲は大型化し、30ヘクタール、50ヘクタール、100ヘクタールの農家が増えた場合に、これは本当にどうなるのか、高々1割と言うが、1割の減収で経営が成り立たなくなった場合は、そこに大きな地域的な問題も含めて発生する可能性が非常にある。加入の選択制は、これから議論しなくてはならないが、農業共済制度を何とか維持していく方法を考えていかないと、実際に水稲は成り立たないと思う。経営的に安定し、再生産するということは、これから、セーフティネットが必ずなければ農業ができないという中で、大型農家の多くが選択制を望むという話をされるが、その辺りの整理ができないとそれに踏み切れないのではないかと。農業共済制度は、非常にうまくできていると感じているが、いかがか。

農宮 仮に、選択制を認めていただけないのであれば、私は、強権力による資産の差押えだけはやめていただきたい。それは、今、国民年金など色々な制度があるが、それらについて、払っていなくても資産の差押えをしたという話は聞かない。ところが、鈴木さんのところには弁護士が来て差押えをするという話をし、他の何人かからも、弁護士から連絡があったと聞いた。それを無くせば、場合によっては、当然加入でもやむを得ないと思う。

菅井委員 吉野さんにお聞きするが、残っている高齢牛は、ずっと農場に残っているのか。それとも、これは、適当に潰すのか。

吉野 残っているが、病気になって死亡するものもいる。出荷できないので、頭数が増えてくると事故が多発してきて、負担割合が上がってくるというのが事実である。

菅井委員 何か色々な制度の中で対応できないのか。

吉野 意見表明の概要の に書いてあるとおり、OIE、世界基準の日本独自の緩和策がとれないのかというのが、今、酪農家が望んでいるところである。やはり国で野放しにしておいた結果、我々が被害を被っているという認識が強い。何とか救済措置として、独自の対応策を考えてもらえないか。農林水産省の言うこともわかるが、国際基準がこうだからその基準に従ってやらなければ駄目というのは、誰でも言えることである。日本独自の政策が何ら反映されていない。要するに、農林水産省の役人はサラリーマンであり、実際に米を作ったり、牛を飼ったりしている人の苦しみがどこまでわかってくれるのか。先程、保険監理官が言われた、何故、水稲が当然加入なのかの説明の中に、米麦は日本の主食であるとあった。江戸時代に禄高を米で貰っていたころならともかく、現在、この辺は変えていくべきではないか。その辺を、検討会委員も配慮して次の共済制度を作るべきではないのかと感じる。農業災害補償制度は、共済制度で保険ではなく、ともに我々を救おうという姿勢であるので、家畜共済の死廃事故の上限に反対したのは、お互いに皆で制度を利用して救われようではないかというのが基本としてあったので、言ったものである。

菅井委員 私も、養豚だけが国庫負担割合が4割であるので、他と同じ割合に上げて

raitaiという要望がある。

戸川委員 加入の問題が何人かの方から出ているが、座長から話があったように、私も、これは難しい、悩ましい問題であると思っている。農宮さんから、共済制度のことが少しも農家に伝わっていない、わかっていないと言われたが、共済団体は、制度の普及を一所懸命努力しているはずであるが、なかなか理解が行き届かないことが、絶えず問題となる。色々な方式がいくつもある、ありすぎるから問題であると、検討会の他の会場からも、制度が難しすぎるとかいう意見もあったが、要するに普及が足りない。確かに理解が足りないところから出てくる問題も相当含まれているような気がする。現在の制度でも、単位当たり共済金額は選択になっており、農家ごとに選択する途は開かれている。問題は、要するに普及されていない。何も共済組合は、秘密にしようという考えはまったくないと思うが、現在の制度がどうなっているかが徹底していない。実施団体としては大いに努力しているつもりですが、更に反省して努力をしなくてはならない問題と思う。次に、押しつけられているということ、これは強制ということで、気分的に嫌である、これは、人間感情として、私も良くわかる。その前に、嫌なもの、役に立たないものを押しつけられているという前提があると思う。ただし、良いものなら皆入るので、何も強制する必要はないのではないか。そのようなことで、論理が回るが、自由社会であるが、色々な強制的な制度、社会保険からはじまって、制度でなくても色々強制されるようなものがある。それと農業共済制度が同じなのか、どこがどう違うのか。そのようものがあるので農業共済も当然と短絡的に考えてはいけないと思っている。世の中にそのような存在が許されるとすれば、農業共済がそのような調整をとるならば、そのような論理をきちんとはっきりしていないとまずいと思う。当然加入の考え方の問題と実際にどのような実害があるのかについて伺うと、被害が少ない、あるいは保険に対する負担がどうも高い、不公平であるというようなところが問題である。掛金を個別化することは制度の中にあり、それを実施しているところと、していないところがある。そのような運営面を実施団体は良く考えなければならない。今の制度で、農家のニーズに合うような形にしようとするれば、対応ができる部分が相当ある。それが十分になっていないところから、色々な問題が出てきているところも相当多いような気がする。実施側の団体としての反省も、十分必要ではないかと思う。哲学的な観点の問題は、議論すれば色々あるかと思うが、普及が足りない面からの問題で、どこまで解消できるかということは、一つの課題であると思う。

座長 今までのところで、傍聴者の中で、意見がある方は発言していただきたい。

中沢（群馬県農業共済組合連合会） 吉野さんが言われたが、BSEの発生に伴って、次期掛金率の上昇が非常に懸念される。群馬県の酪農家、肉牛農家の要望としては、被害率が上がってしまうが、農家には責任がないので、それを掛金率に反映していただきたい。農林水産省は、既に前向きに検討されているのかどうか。

柴田保険監理官 家畜の掛金率については、3年ごとに見直しするので、次の改定が再来年になる。3か年の状況なので、BSEの影響が、現在、相当、肉の消費等も戻ってきているし、今後どうなるのかわからない。もう少し様子を見ていきたいと思う。今まで、私が承知している限りでは、死廃事故全体の頭数では著しく増加していない。現在、それにより掛金率が大幅に上昇する状況にはないと思うが、引き続き状況を見ていきたいと思う。

溝口（山梨県農業共済組合連合会） 山梨県は果樹共済の加入率が20パーセントと低い。平成2、3年の農家アンケートでは、80パーセント以上の果樹農家が、果樹共済は必要であると回答し、9割の者が一度は加入したことがあると回答している。現在の2割の加入との差は、団体の努力不足は歪めないが、他の事業は80パーセント以上の加入率である。私たちは、果樹共済の加入率に全県をあげて取り組んでいるが、その中で、一番ネックになっているのは、園地単位に何とかできないかというのが切実な願いである。この制度を運営していく中で、農家により分かりやすく共済の制度を推進したいというのが、第一の主義である。岡さんが言われたことは、現場で相当起きている。パンフレットには、園地単位ではないと入れているが、実際に罹災した農家の現場では、農家にとってわかりにくいことであるので、是非、園地単位方式をメニュー化の中に加えていただくよう、是非、もう一度、検討のテーブルへ載せていただきたい。

柴田保険監理官 農家にとって共済金を受け取る機会は増えるが、それに見合っ掛金負担も多くなり、農家にとってプラスもあれば、マイナスもある。また、財政的にも、支払機会が増え、共済金がたくさん出れば、掛金の財政負担も増えるので、改正項目として上げるのは、最近の厳しい財政状況の中ではいかがか。

染谷（農業者（米・麦）千葉県柏市） 私は、サラリーマンをしていて農業を始めたが、その時思ったのは、会社に勤めていれば、1年や2年けがや病気でも何とか面倒をみてくれる。しかし、農業は、次の日から収入が無くなってしまうので、実際に農協の共済や民間の保険に入って自分を守るしかない。今、水稻を50ヘクタール位作付けしているが、その場所が、利根川の遊水池にあり、今年の台風、また、先月の台風第6号で一部冠水するというリスクの大きいところで水稻を作っているが、あえて今年は、共済掛金を払っていない。共済制度が、農家を向いた制度ではなくなっているのではないか。国は、10年以上前から、米は規模を拡大して効率を上げていかなくは採算は採れないと言いながら、共済制度は全然変えてくれなかった。昭和22年と言えば、米を作っているだけでなく、家畜、野菜もあり、制度は7割の補償でも十分であったと思う。それが、今は規模を拡大することによって単産化しており、米だけに頼っている。自分の耕地が特殊なところかもしれないが、仮に全部の田が灌水して皆無となった場合、7割の補償では自分の生活費がなく、農協の機械代などの支払で無くなってしまふ。自分たちの生活費を賄うには借金しかない。それでこの制度が十分なのかどうか。さらに、

米の品質の補償について、4年前に小麦が4月、5月の雨続きで、小麦そのものは穫れたが、ほとんどが規格外であり、実際の収入は100万円弱であったが、共済金は一切出なかった。そのような制度で良いのか。制度そのものが農家を向いているのではなくて、共済組合、職員を守っているだけではないかと感じる。これからは、農家の方を向いた制度を作っていかななくてはならない。それを十分に考えてもらいたいと思う。

柴田保険監理官 麦の規格外について話が出て、4年前に共済金が一切貰えなかったと言われたが、確かにその当時はそうであったが、その後、品質低下に対応した引受方式を作っている。ただし、組合で、その引受方式を行うかどうかの判断はあるが、現在は、規格外が出たりする品質低下に対しては、災害収入共済方式を実施すれば、補償ができるようになっている。我々も、制度改正を行って、補償の充実は図っている。

戸川委員 事務費賦課金、組合費について、農林水産省から話があったが、それぞれの農家や組合で、取り方を決められるようになっている。面積が大きいほど多額という面積割の話があったが、面積割、収量割、共済金額割のところもあり、高いところは限度を設けたりと、色々なやり方がある。賦課金の賦課の仕方は、組合が総代会で決めることになっている。そのような点は、意見がある場合には言ってくれればと思う。次に、事務費全体が高いか安いかわ、これは難しい問題であるが、一般の損害保険は、大体、事務費の割合は、平均的には全体の保険料の4割と言われている。それに当てはめて、農業共済制度の事務費の割合は、大体3割位である。もっとも、他の保険に比べて、農業共済は掛金率が高いので、そういう比較で良いかどうか我々も考えなくてはならない点ではないかと思う。安ければ安いほど良いに決まっているので、そのための合理化努力、組合合併、機械化という努力は何回もしてきているが、現実には、そのような状況になっているということを少し追加させていただく。

鈴木 今、日本の稲作が莫大な国家財政を注ぎ込んでも、一向に構造改革が進まない。これが大きく問題視されている。それは、畜産のように早くから自由化されたところは、当の昔に構造改革が終わっている。しかし、稲作については、あまりにも日本の行政システムが、小さい農家から大きい農家まで、全部を一つにまとめて保護しすぎてきた。個々の農家に自由を与えないことが一番大きな原因である。その最後に残ったのが共済である。これからの日本は、アメリカの強い高関税を押し切って、生きていくためには、どうしても、個々の農家の自主的な経営の発想、努力を自由にさせてあげることが、一番大事と思う。そのような点からも、今日の主題は共済であるが、他の部門においては、ほとんどが自由に経営できる方向になった。残されたこれも、例えば、今回の見直しにおいて、当然加入が維持されたとしても、この次の見直し以降に、それが持続されるという保証はどこにも見えない。それが今の大きな米をめぐる流れである。当然加入を任意加入に切り替えるということについては、かなり否定的な意見が多いかとは思いますが、是非、検討をお願いしたい。

柴田保険監理官 これまで、引受方式は組合で一つの選択しかできず、補償割合も一つと、非常に農家の選択の幅が狭かった等の問題があることは、我々も承知している。このため、今回の検討会では、選択肢を広げる方向で検討している。農家ごとに、一筆方式、全相殺方式、半相殺方式を選ぶことができ、掛金負担の低い5割足切り5割補償などメニューを広げることで、今まで農家の方々が共済に持っていた不満を解消する方向に進めている。また、今日の意見の中で、現行制度の中で対応できるものもあるが、組合によって実施されていないものもある。一つには掛金率の問題で、かつては、組合一律で、被害率の高い人も低い人も一律であったが、現在は、農家ごとの被害実態に応じた共済掛金率を設ける制度ができていて、長年、共済金を貰っていない方は、限りなくゼロに近いような共済掛金率になる。これは、危険段階別共済掛金率で、自動車の無事故割引に似ている。これは、組合の選択で、あり、農家の皆さんが組合員として運営されているので、それぞれが組合等に働きかけていただきたい。

農宮 メニューを色々作っていただき、レストランの前でメニュー、サンプルを見て、最後にレストランに入るかどうかは、消費者である我々農家に任せていただきたい。

座長 農宮さんが言われた情報の十分な提供は必要であり、保険監理官が言われたことは、その点についてと思う。今後、今日出された意見を踏まえながら、検討を進めていきたいと思う。

高島保険課長 これからは、農業の構造改革という中で、今日、来ていただいている農業のいわゆる担い手の方々に施策を集中させていくのが、農林水産省全体の考え方になっている。しかし、今日、共済制度が情農を奨励しているとか、米の分野で構造改革を阻害しているというような話もあった。本当に実態としてそういったものがあるのであれば、今回とは言わないが、共済制度全体を見直して行く中で、検討する必要があるのではないかと感じている。そのような意味で、当然加入についても、色々な問題があるのは聞いているが、法制度的にどうかというと、訴訟になった事例もあるが、少なくとも憲法違反かどうかという面では、そのようなことではないという判決が高裁で出ている。これは、裁判上の判断はあるが、それはそれとして、政策論の在り方として、本日、担い手の方々から、当然加入を選択制にという意見が出てきたことも踏まえ、秋からの制度検討会で議論していただきたいと考えている。

座長 本日は、6人の意見表明者の方々、大変貴重な意見を表明していただき、ありがとうございました。私どもも、これからの検討会に今日の意見を役立てたいと思っている。

以上